

Title	吐魯番出土文物研究会会報 第12号 (新著紹介号)
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1989, 12, p. 1-6
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78822
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

吐魯番出土文物研究会会報

第12号

1989年5月1日
吐魯番出土文物研究会

(新著紹介号)

【はじめに】

近年、吐魯番出土文物に関する研究やこれを利用した研究は日本でも中国でも増加の一途をたどっている。例えば、1986年に公表された論著は中文のものだけでも122点に上る(本誌第7号、参照)。しかしこれはあくまでも編者が日本の国内で実見できたものに限られており、種々の理由で実見できなかったもの、和文の論著、さらには欧文の論著を合わせれば、200点近くになるのではないだろうか。一年間にこれだけの点数の論著が公表されるとなると、とても全てどころか、半分にさえ目を通すことは不可能である。

そこで、研究会のメンバーが分担して新刊の論著の紹介を試みてみた。対象としたのは、原則として1987年に公表された中文の論著である(一部、1988年のものを含む)。このうち本号に掲載するのは高昌郡・高昌国時代の文書や問題を扱ったものであるが、いずれもメンバーが各自の関心に沿って検討したものに限られており、ここに掲載した以外にも、紹介すべくして逸してしまったものが少なくないと思う。この点、読者にはご寛恕を得たい。

また掲載の順序は、原則として時代順としたが、できるだけ問題ごとにまとめ、論争の経過などが明確になるよう配慮した。



◆厳耀中「吐魯番文書中所見高昌郡兵民和軍政関係初探」

(敦煌文物研究所編『1983年全国敦煌学術討論会文集』文史・遺書編上冊、蘭州甘肅人民出版社、1987年)

『吐魯番出土文書』第一冊には、兵曹関係文書をはじめ、4～5世紀の高昌郡時代の軍政に関わる文書が多数収録されているが、本稿はこれらの文書を手がかりとして、標題の問題を多角的に論じたものである。

六朝時代には地方長官が軍府を開くのが一般的だったが、高昌郡には、典軍主簿、内直参軍、均役主簿、鎧曹参軍、および捉曹主簿といった軍事関係の属官が軍府ではなく郡県に設けられており、また軍事関係の案件の処理に対して軍府の属官とともに郡県の属官が関与している。兵士の身分についても、内地では兵戸は一般の民戸と区別され、身分的にも賤視されていたのに対し、高昌郡では両者の間で頻繁に通婚が行なわれ、賦課される徭役にも大きな差異はなく、さらに兵士の逃亡にも比較的寛大な措置がとられていて、その地位はけっして低くはなかった。

そして高昌郡の官制や兵制にうかがえるかかの特徴は、この地の自然的、歴史的な背景に由来するというのが著者の結論である。具体的には、辺境であるがために一般の民戸も軍事力たらざるをえず、また郡県も防衛に関わる業務を担う必要に迫られたこと、またか

つての軍屯の系譜の上に郡県が設置されたこと、さらに限定された耕地を有効に利用するためには、兵士を土着化させなければならなかったことなどである。

著者が依拠した兵曹関係文書の多くは紀年を欠く断片的なものだが、それに対する丁寧な分析を踏まえた所説には説得力がある。本稿に接すると、高昌国の特異な諸制度も、高昌郡時代にまで遡ってその淵滅を考えていく必要性があることをあらためて痛感させられる。ただその一方で、一般民戸の複数の墓より軍政関係の文書が出土したことをもって、兵戸と民戸の間の通婚関係を、しかも“頻繁な”関係を主張するのは軽率のそしりをまぬがれないであろう。(N)

◆侯燦「高昌章和十三年朱阿定妻楊氏墓表出土時間、地点与有関問題補論」

(『新疆文物』1987年第1期)

標題の墓磚に関して、既に著者は「麹氏高昌王国官制研究」(『文史』第22輯、1984年)において、その録文を公表しているが、その後、新疆吐魯番地区文管所も「章和十三(543)年朱阿墓表」と題して、同墓磚を紹介している(同所「高昌墓磚拾遺」〈北京大学中国中古史研究中心編『敦煌吐魯番文献研究論集』第三輯、北京大学出版社、1986年)、585頁-602頁)。著者は、この文管所の名付ける上記墓表題名が、正しくは「章和十三(543)年朱阿定妻楊氏墓表」であるとし、さらにこれが1983年に阿斯塔那古墳墓より出土したとする文管所の説明をしりぞけ、1975年春に新疆維吾爾自治区博物館の派遣する考古隊の発掘によって、吐魯番県火焰山公社哈拉和卓地区で収集されたことを指摘する。しかも、この時の発掘では、夫の朱阿定自身の墓磚(章和八(538)年没)も出土し、夫婦の墓磚二方をまとめて獲得しているが、妻の楊氏の墓磚一方は、文管所の要請もあり展覽に供するために同所に留められたとする。

また録文の内容についても、文管所が「除口參軍轉都城參軍」と移録するのを問題とし、これは「除口參軍轉都城參軍」と録すべきもので、欠字部分には「都官」が入る可能性を指摘する。さらに、「章和八(538)年朱阿定墓表」に見える「執」の字を、かつて著者は「掌握する、執行する」ことを意味すると取り、後に続く「都城參軍」にからめて解釈する自説を提出していたが、本稿ではこれを撤回して、この字がその直前に記される「七日丙申」に付くものであり、「二月朔庚寅」に続いて記される「閉」の字とともに、日の吉凶を定める建除(十二神)の名称であることを主張した。これは、『淮南子』に載せられる十二支に配されている建除(十二神)とは、一日のズレを生じているが、これについて著者は、麹氏高昌王国の朔閏が、独自の方法に拠っていた可能性を示唆する。これは、同王国の採用する暦法の性格とも深く関わる問題であり、墓磚が、こうした問題の解明にとって、格好の史料となることは言うまでもない。その他にも、墓磚史料は様々な情報を提供してくれるが、残念なことにその出土状況については、現時点では不明な部分が多い。全録文の公表と、出土地等の正確な関連情報を整理する作業が、中国で進展することに大きな期待が寄せられる。(T)

◆王琳「旅順博物館蔵新疆出土錢幣」

(『中国錢幣』1987年第2期)

本稿は、現在旅順博物館に所蔵されている、新疆出土の貨幣について紹介したものである。これらは、日本の所謂大谷探検隊によって将来されたと認められ、出土地域はコータン、クチャ、カシュガル、トゥルファンなど広範囲にわたる。特に、トゥルファン地域に関して言えば、「高昌吉利」と刻まれた銅銭が、3枚もあることが報告されている。これまでも、「高昌吉利」銅銭は、黄文弼氏がトゥルファンで購入したり、新疆維吾爾自治区博物館と西北大学歴史系考古專業との共同発掘作業を通して、阿斯塔那古墳群の墳墓（TAM519、『文物』1975年第7期、p.17）からも発掘されている。トゥルファン以外でも、西安南郊の何家村より発見されており、今回報告された旅順博物館のものを合すると、今のところ7枚の存在が確認されるにいたった。

この銅銭の铸造年代については、元朝時代にまで降らせて考える説もあったが、これが麹氏高昌国時代の铸造に係ることは、上記墳墓（TAM519、墓主・張隆悦）の発掘より明白となった。既に明らかな如く、大谷探検隊も、同じく阿斯塔那古墳群の張氏の埜域に属する501号墓と230号墓を発掘しているが、このことは、旅順博物館の「高昌吉利」銅銭の入手経緯を考える上に無視し得ぬ事実である。もしこれが、張埜で発掘して得たものであり、他の埜域に出土が全く確認されないとするならば、今後この銅銭の貨幣としての性格を考察するにあたり、少なからぬ示唆を与えることにもなる。 (T)

◆林悟殊「論高昌“俗事天神”」

（『歴史研究』1987年第4期）

「正史」の高昌伝に見える「天神」なる語については、古くは陳垣・羽田亨から、近年の王素氏に至るまで等しくゾロアスター教信仰と考えられてきたが、著者は最近の考古学の発掘調査によっても、この地からゾロアスター教の經典や寺院址が発見されておらず、また天葬や拝火といったゾロアスター教の習俗がこの地において普及していた形跡もほとんど認められないことを根拠として、この通説に疑問を提示する。

著者によれば、「正史」の西域伝に頻出する「天神」なる語は必ずしもゾロアスター教信仰とばかりは考えられず、高昌国の場合は、天体に対する自然崇拜のこととなる。それは、例えば「高昌章和五（535）年取牛羊供祀帳」に、「丁谷天」が「樹石」、「清山神」、および「風伯」といった自然崇拜に関わる範疇とともに記されていることや、やはり6～7世紀の随葬衣物疏に、「昊天」が仏よりも高い地位と大きな威力を有するものとして登場していることなどから明らかであるという。

著者はゾロアスター教が高昌国に伝えられたことまでも否定しているわけではないが、この地において仏教と並び称された「天神」はあくまでも天体に対する自然崇拜であって、それは漢民族がこの地に伝えたものであるという点に重要なポイントがあるように思う。

著者の所説はたしかに斬新だが、随葬衣物疏の「昊天」を「天神」と等置したり、しかもこれを伝統的な自然崇拜と解釈するなど、いささか乱暴にすぎて、にわかに支持することはためられる。 (N)

◆王素「也論高昌“俗事天神”」

(『歴史研究』1988年第3期)

上掲の林氏の批判に対し、著者が再度自説(「高昌火祇教論稿」(『歴史研究』1986年第3期))を確認したもの。

ここでは、まず高昌国が漢族を主体とする国家であり、その支配者層は儒教的な伝統文化を信奉していたことをあらためて確認した上で、儒教的な伝統文化では、「天」と「天神」は異なる概念であること、そこでは「天神」は畏敬の対象ではあっても信仰の対象ではないこと、したがって信仰の対象とされた高昌国の「天神」は儒教的な伝統文化とは無関係であることが述べられる。とすれば、それは外来の(ここでは西方からの、という意味になろう)宗教信仰以外にはありえない、このように著者はいう。

具体的にそれがゾロアスター教信仰であるといえるのは、出土文書に「薩簿」という表記でゾロアスター教とその教徒を監督する官吏が登場するのが有力な根拠であるが(北齊：薩甫、隋：薩保、唐：薩宝)、拜火教と呼ばれながら、中国側の資料に「天(神)」と出てくるのは儒教的な伝統文化が天を重視したためであり、また天葬が行なわれた形跡がないのも、儒教的な倫理観に抵触したためである、というように、林氏の批判に対しても逐一反論を試みている。

編纂史料と出土文物を駆使しての論旨の展開は、反批判としては十分に成功していると思う。(N)

◆楊際平「麹氏高昌土地制度試探」

(『新疆社会科学』1987年第3期、第4期)

近年、吐魯番の田土呼称や田制関係文書について意欲的な研究を続けている著者が、タイトル通り、高昌国の土地制度について多角的に考察した論稿。

まず(上)では、高昌国時代の耕地は官田と民田に大別され、前者はさらに屯田と一般の官田に、後者もさらに一般の民田と寺田に分けられること、ならびに屯田を管轄する官府の職掌が多岐にわたったことや一般の官田では授田制が行なわれていたことなどが述べられている。また(下)では、一般の民田について、土地は分散して保有されており、大土地所有制は発達していなかったこと、均田制はこの地では実施されていなかったことなどのほか、土地の所有権の移動に際しては、公権力の承認を必要としてはいたものの、土地私有が実現されていたことが合わせて論じられている。

管見の範囲内では、高昌国の土地制度に関してこれほど総合的、かつ明瞭に論じた論稿はかつてなかったように記憶する。したがってそれだけでも意味は小さくない。なお均田制の実施を否定する根拠は、吐魯番盆地が唐の支配下に入った直後に作成された手実に見える丁中制や授田額が唐制と矛盾しないこと(高昌国の遺制と考えなくともよいこと)であるが、著者が土地私有が実現されていたことを実証するために上げた各種の辞もその根拠となろう。

ただし、まとまった先行研究がほとんどない分野だけに、今後検討の余地を残している点も少なくない。例えば著者の主張にもかかわらず、史料からは屯田の存在を実証できないし、著者が民田の具体的な様相を示すために上げた史料も、そもそも民田に関するものか疑問がないわけではないのである。(N)

◆張鴻儒「麹氏高昌的土地買売和推行均田制的某些迹象」

(『河北大学学报』〈哲学社会科学版〉1988年第1期)

高昌国時代に均田制が施行されていたのか否か、という問題については、議論が出尽くした感があるが(關尾「『文書』と『正史』の高昌国」〈『東洋史研究』第47卷第3号、1988年)、参照)、著者は近年の盧開萬氏の否定説を斥け、唐長孺氏の所説に示唆を受けて新たな肯定説を提起している。

著者が肯定説を主張する根拠はいくつかあるが、第一に、否定説の根拠にされた高昌国時代の土地売買は、北魏から唐にかけての均田制下においても認められていたのだから、否定説の根拠とはなりえないこと、第二に、出土文書から判断する限りでは、高昌国における土地売買は公権力の承認を必要としており、制限されていたこと、そして第三に、高昌国における丁男あたりの耕地は5畝という数字がひとつの基準になっていたが、これは唐代にも継承されたと考えられること、この三点に要約されよう。ただし、高昌国の成立当初から均田制が施行されていたわけではなく、7世紀の麹伯雅の時代になってからで、したがって高昌国の均田制は、隋のそれに倣ったものであるという。

三点の根拠も、施行の時期に関する見解も、従来の肯定説にはなかったもので、検討の価値をもっていることは疑いないが、残念ながら十分な説得力を有しているとは言いがたいようであり、やはり前掲の楊氏の成果を踏まえ、高昌国の土地制度の全体像を明らかにすることのほうが急務なのではないだろうか。均田制の存否についてはそのなかでおのずと解答が出されよう。(N)

◆吳震「吐魯番出土“租酒帳”中“姓”字名実辨」

(『文物』1988年第3期)

『吐魯番出土文書』第三冊に収録されている「高昌張武順等葡萄畝數及租酒帳」(同、50頁以下)に出てくる「姓」字を解釈し、それが酒を貯蔵する容器を意味していたことを明らかにした論稿。

この文書中に、「姓」字は「某人桃(=葡萄)何畝、儲酒何斛、得酒何姓、有何斛」というように使われている。著者はかつてこれを量器と解釈したが、そうすると1畝当たりの葡萄から現在の8千升程度という膨大な酒が造られることになり、いかにも不自然であり、またこれを名字とする説にも無理があるので、結局容器と解釈することが整合的であるとす。実際には当時の10斛から15斛程度の容量を有しており、1畝当たりの葡萄から現在の百升以上程度の酒が造られたことになる。

興味深いのは、かかる容器が阿斯塔那、哈拉和卓兩地区の墓葬からは出土していないものの、高昌故城から、高さ1.2m、口径約0.2mの陶缸が過去に発見されていることである。著者はさらに、唐の長安城からの出土例や漢代の画像石に描かれた例なども紹介しており、「姓」の解釈としてはおそらく著者の見解は妥当であろう。

ただし著者も言うように、酒を貯える容器がなぜ姓と呼ばれるようになったのか、という問題はなお未解決だし、当該文書自体の分析も今後の課題であろう。(N)

◆謝重光「麹氏高昌寺院經濟試探」

(『中国經濟史研究』1987年第1期)

敦煌文書中に寺院関係文書が多数含まれていること、それに対する研究が寺院經濟のみならず、社会變動についても豊かな成果を上げていることは周知のことだが、吐魯番文書中にも寺院関係文書が何点かあり、とくに高昌国時代のものは、吐魯番における仏教や寺院のあり方を考えるためには貴重な史料である。本稿はこれらの文書を駆使して寺院の經濟活動を明らかにせんとした初めての研究である。

著者は先ず寺院が生産手段を獲得する方法として、施舍、購買、および授田の三つを上げ、土地は施舍と授田によって獲得されたという。なおその労働力には下層僧侶と奴婢、さらには作人や使人などがおり、直営を基本としつつも、遠隔地を出租とした地主経営であった。また粟田以外にも、麦田や葡萄園を保有したほか、さらに牧畜、醸造や紡績などの手工業、高利貸、および商業などの多角的な経営が営まれていたことも明らかにする。このような寺院に対しても、国家は田租、地稅、大小の調、各種の徭役等々を賦課してきたが、その負担額は俗人よりも軽かった。最後に著者は高昌国の寺院人口とその保有土地面積が巨額に上ったことに注意を喚起し、その理由として、自然的、歴史的な環境が、この地の人々の仏教に対する信仰心を高め、また仏教の側でも、道教や儒教などの中国の伝統的な宗教や思想、さらには土着の原始宗教(「胡天」をこのように解釈する)にも寛大に接したため、高昌のあらゆる階層から受け入れられ、寺院經濟も發展したと述べる。またその發展度は、出租が行なわれ、商品經濟も浸透していた点で、同時代の中国のそれよりも著しかったという。

論及されている範囲はまことに多岐にわたり、紹介し尽くすことは無理だが、本稿の優れた点のひとつは、あくまでも文書に基づいて、寺院經濟を具体的に再現することに努力していることにある。また寺院に賦課された各種の税についても、寺院のみならず、高昌国の税制全般に関わってこよう。高昌国における均田制の実施を認めたり、ゾロアスター教(胡天)を原始宗教としたりする点については賛意を表しがたいが、高昌国の社會經濟を考察する際には、必読文献となることは疑いない。(N)

【お詫び】第5号(侯燦先生来日記念号)に掲載した「侯燦先生主要著作目録」(3頁~4頁)に一部不備がありました。以下の二点がそれです。侯燦先生と読者の方々に深くお詫び申し上げます。

★「火・弓箭・陶器」『歴史教学問題』1984年第3期

★「麻札塔格古戍堡及其在絲綢之路上的重要位置」『文物』1987年第3期

事務局(連絡先) 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川正晴 方

☎ 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会(The Research Society for Turfan Relics)